

# 最低賃金 ご存知ですか?



## 下回ったら法律違反!

最低賃金は、法に基づいて国が定める賃金の最低額です。給料が最低賃金を下回る場合には、その差額を請求することができます。

## 毎年、見直されます!

毎年、都道府県ごとに見直しが行われます。

## 派遣先の最低賃金を適用!

派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の地域の最低賃金が適用されます。

## 深夜勤務は25%アップ!

深夜勤務の場合には、深夜割増25%が加算されます。その他、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。



おかしいな?と思ったら「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ

あなたの街 **愛知県** の  
地域別最低賃金は

**845** 時給  
円

午後10時~午前5時に  
勤務する場合  
深夜割増25%が加算 **1,056** 時給  
円

2016年10月1日~



い こう よ れん ご う に  
**0120-154-052**



日本労働組合総連合会愛知県連合会 (連合愛知)  
<http://www.rengo-aichi.or.jp>

連合愛知

検索

# あなたの給料が最低賃金をクリアしているかチェック!



STEP  
1

## 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当※

※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象  
でない

• ボーナス • 残業代 • 精皆勤手当  
• 通勤手当 • 家族手当 • その他臨時の手当

STEP  
2

## 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに下記計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください。

STEP  
3

## 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。



おかしいな?と思ったら  
「なんでも労働相談ダイヤル」へ!

Action!  
働くあなたの問題は  
働く仲間と解決しよう



日本労働組合総連合会(連合)

0120-154-052

連合

検索